

教育職員免許状

本学では教育職員免許法にもとづいて教職課程が設けられており、この課程で所定の単位を取得すると、以下に示す教育職員免許状（以下「教員免許」という）を取得することができます。

I -1 免許状の種類及び教科

本学で取得できる免許状の種類及び教科は次のとおりです。

学部	学科	免許状の種類	教科	備考
社会福祉学部	スポーツ健康福祉学科	中学校教諭1種免許状	保健体育	
		高等学校教諭1種免許状	保健体育	

I -2 教職課程で修得すべき科目の種類及び最低単位数

教員免許を取得するには、大学卒業資格を取得するのに加えて、教職課程で、次の表に示す科目について指定された単位数以上の単位を修得しなければなりません。なお、大学卒業資格を取得するのに必要な単位数（「卒業単位」という）のうち、いくつかの科目の単位は教員免許取得のための単位としても利用できます。

免許状の種類	(A) 教科及び教科の指導法に関する科目	(B) 教育の基礎的理解に関する科目	(C) 道徳、総合的な学修の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(D) 教育実践に関する科目	(E) 大学が独自に設定する科目	計
中学校教諭1種（保健体育）	28	10	10	7	4	59
高等学校教諭1種（保健体育）	24	10	8	5	12	59

（注1）数字は単位数を示す。

（注2）中学校1種（保健体育）と高校1種（保健体育）では、「教科及び教科の指導法に関する科目」は同じ内容であり、同じ単位をどちらの免許取得にも適用できる。

I -3 その他の要件

教員免許を取得するには、以上のほか「教育職員免許法施行規則第66条に定める科目」の単位を修得しなければなりません。（詳細については、Ⅱ-4、Ⅲ-4を参照）。さらに、中学校教員免許を取得するには、介護等体験の履修が必要です。また、本学では教育実習の履修に係り、以下の要件を定めています。計画的な履修に努めて下さい。

【2年次】

- ① 1年次後期終了の時点で、教職を除く卒業認定単位32単位以上を修得しておくこと。ただし、修得しておくべき科目は指定しない。なお、この条件を満たしていない場合も、教職履修を中止するものではない。また、条件を満たしていない学生に対しては、チューターおよび教員養成課程関連教員が、教職履修継続の意思確認と学修に対しての指導を行う。

【3年次】

- ① 2年次後期終了の時点で、教職を除く卒業認定単位64単位以上を修得しておくこと。ただし、修得しておくべき科目は指定しない。
- ② 原則として、GPAが2.0以上。
* 上記の2条件を満たしていない場合、3年次以降で「保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ」および「教育実習指導」を履修することができないものとする。

【4年次】

①3年次後期終了の時点で、教職を除く卒業認定単位96単位以上を修得しておくこと。ただし、修得しておくべき科目は指定しない。

②「保健体育科教育法Ⅰ・Ⅱ」および「教育実習指導」を修得しておくこと。

③原則として、GPAが2.0以上。

*上記の3条件を満たしていない場合、4年次以降で「教育実習Ⅰ」・「教育実習Ⅱ」を履修することができないものとする。

各学年の修得単位数は、以下の計算式に基づく。

$(124; \text{卒業認定単位}) \div (4; \text{学年}) + 1) \times (1 \sim 3; \text{学年})$

Ⅱ -1 教科及び教科の指導法に関する科目

中学校教諭1種（保健体育）、高等学校教諭1種（保健体育）の免許取得を希望する者は、「教科及び教科の指導法に関する科目」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません（授業科目、単位数とも、中・高共通）。

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目			
科 目	単位数	授業科目	単位数		備 考
			必修	選択	
体育実技		健康スポーツ実習Ⅰ	2		
		スポーツ実習Ⅰ（器械体操）	1		
		スポーツ実習Ⅱ（屋外球技）	1		
		スポーツ実習Ⅲ（屋内球技）	1		
		スポーツ実習Ⅳ（陸上）	1		
		スポーツ実習Ⅴ（水泳）	1		
		スポーツ実習Ⅵ（ダンス）	1		
		スポーツ実習Ⅶ（柔道）	1		
		スポーツ実習Ⅷ（野外スポーツ実習）		1	
		レクリエーション実技		1	
		スポーツ原理		2	4科目のうち 1科目以上必修
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学（運動方法学を含む。）		スポーツマネジメント		2	
		スポーツ心理学		2	
		スポーツ社会学		2	
		運動学	2		
		アダプテッドスポーツ論		2	
生理学（運動生理学を含む。）		生理学	2		
		運動生理学	2		
		体力学		2	
衛生学・公衆衛生学		公衆衛生学	2		
		生活習慣病予防学		2	
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）		学校保健	2		
		救急対応Ⅰ	2		
		スポーツ医学Ⅰ		2	
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）		保健体育科教育法Ⅰ	4		
		保健体育科教育法Ⅱ	4		
合 計	中学校28 高等学校24	本学で修得すべき必修単位数	29		
		本学で修得可能な選択単位数		18	

Ⅱ-2 教育の基礎的理解に関する科目等（中・高保健体育）

中学校教諭1種（保健体育）、高等学校教諭1種（保健体育）の免許取得を希望する者は、「教育の基礎的理解に関する科目等」として次の表に示す授業科目の単位を修得しなければなりません（授業科目と単位数は、中・高で若干異なる）。

免許法施行規則に定める科目区分等			本学における開講科目			
科 目	単位数		授業科目	単位数（必修）		備 考
	中学校	高等学校		中学校	高等学校	
教育の基礎的理解に関する科目	10	10	教育原論	2	2	卒業単位に含む
			教職論	2	2	
			教育行政学	2	2	
			教育心理学	2	2	卒業単位に含む
			特別支援教育	1	1	
			教育課程論	2	2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	10	8	道徳教育の指導法	2	—	
			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	2	2	
			教育方法・情報通信技術活用論	2	2	
			生徒・進路指導論	2	2	
			教育相談	2	2	卒業単位に含む
教育実践に関する科目	7	5	教育実習指導	1	1	
			教育実習Ⅰ	2	2	
			教育実習Ⅱ	2	—	
			教職実践演習（中・高）	2	2	
合 計	27	23	本学で修得すべき必修単位数	28	24	

（注1）「教育原論」「教育心理学」および「教育相談」の3科目は、卒業単位に含まれる。

（注2）中学1種免許の取得に要する教育実習の単位を修得するには、連続した3週間の実習として行われる「教育実習Ⅰ」および「教育実習Ⅱ」を履修しなければならない。高校1種免許の取得に要する教育実習の単位を修得するには、2週間の実習として行われる「教育実習Ⅰ」を履修しなければならない。

Ⅱ-3 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目（中・高保健体育）

中学校教諭1種または高等学校教諭1種の免許を取得するには、以上に示した「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目等」および「大学が独自に設定する科目」のほか、「教育職員免許法施行規則第66条の6」に定める次の授業科目の単位を修得しなければなりません。

免許法施行規則に定める科目区分等		本学における開講科目		
教職科目	単位数	授業科目	単位数	備 考
日本国憲法	2	日本国憲法	2	教免必修
体育	2	生涯スポーツ実習Ⅰ	1	教免必修
		生涯スポーツ実習Ⅱ	1	教免必修
外国語コミュニケーション	2	英語コミュニケーション	2	教免必修
情報機器の操作	2	教職コンピューター基礎	2	教免必修

Ⅱ-4 「教職実践演習」および「教職課程履修カルテ」（中・高保健体育）

「教育の基礎的理解に関する科目等」のうち、「教職実践演習（中・高）」は、教職課程での学びの仕上げとして、4年次後期に開講されます。この科目は、教育実習を含め、4年時前期までに修得しておくべき授業科目の単位を一定程度、納めておかないと、履修することができません。あわせて、「教職課程履修カルテ」を作成しておくことが条件として求められます。「教職課程履修カルテ」は、2年次に配布し、記入の仕方について説明します。

Ⅱ -5 介護等体験の義務（中学校 保健体育）

中学校（および小学校）の教員免許の取得を希望する者は、「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」によって、社会福祉施設や特別支援学校などで、最低7日間、介護等の体験を行うことが義務づけられています。従って、3年次開講科目の「介護等体験・1単位」を必ず履修する必要があります。

介護等体験の詳細については、別途、説明します。

なお、介護等体験は3年次以後に履修できますが、1年次に開講される次の社会福祉関係科目の単位を修得しておかないと、履修することができません。

「QOLと人間の尊厳」「コミュニケーション論」の2科目に加え、「ボランティア活動」「社会福祉の原理と政策Ⅰ」「社会福祉の原理と政策Ⅱ」「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅰ」「ソーシャルワークの基盤と専門職Ⅱ」のうち2科目以上、合計4科目以上の単位を修得すること。